

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について

令和5年3月
消防庁予防課

1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について

(1) 消防法施行規則の一部改正について

【改正理由】

規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）において、農林水産省は、畜舎特例法に基づく新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業用倉庫等を追加し、必要な措置を講ずることとされた。また、総務省は、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずることとされた。

消防庁では、本答申を踏まえ、畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

※「規制改革推進に関する中間答申」（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）（抄）

農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。

総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないように、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。

【改正内容】

○ 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設の追加

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設について、現行の畜舎、堆肥舎及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設）に加え、貯水施設及び水質浄化施設、保管庫（防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。）、排水処理施設、発酵槽等[※]を追加する。

※ 追加される施設についても、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設と同様に、①防火上及び避難上支障がないこと、②周囲の状況から延焼防止上支障がないこと、等の要件を満たすことが必要。

○ 保管庫の用に供する部分の床面積の合計が 3,000m² を超えるものに係る消防用設備等の特例基準

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が 3,000 m² を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準では設置を不要としている屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を、原則どおり設置することとする。また、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準で認めている消防用水の特例（設置が必要となる面積の緩和、二以上の部分が渡り廊下で接続されている場合の設置基準の緩和）を適用しないこととする。

なお、貯水施設及び水質浄化施設、排水処理施設、発酵槽等については、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準と同じ基準を適用する。

【施行期日】

公布の日

(2) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

① 蓄電池設備に係る基準の見直し

【改正理由】

蓄電池設備は、使用時に火災の危険性があるため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に従い制定される市町村条例により規制されている。しかしながら、対象火気省令に定められている基準は、主に開放形鉛蓄電池設備を想定されたものであるため、リチウムイオン蓄電池設備など新たな蓄電池設備や、蓄電池設備の更なる大容量化などに十分に対応できているとは言えない面もある。

こうした背景を踏まえ、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会

(座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授)において検討を行い、その結果を踏まえ、対象火気省令について、所要の改正を行うものである。

【改正内容】

○ 対象火気省令において規制する蓄電池設備の見直し

現行の対象火気省令においては、4,800 アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いている。今回、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量(キロワットアワー)を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワットアワー以下のもの及び蓄電池容量が10キロワットアワーを超え20キロワットアワー以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととする。

○ 耐酸性の床等に設けなければならない蓄電池設備の見直し

開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床等に設けなくてもよいこととする。

○ 雨水等の浸入防止措置の見直し

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとする。

○ 建築物からの離隔距離の見直し

蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加する。

② 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し

【改正理由】

薪ストーブや炭焼き器等の固体燃料を使用した火気設備は、対象火気省令に従い制定される市町村条例により建築物等から離隔距離を設ける等の基準が定められている。近年、薪ストーブ等への関心が高まっているが、建築物等からの離隔距離を設ける必要があるため、そのスペースを確保することができず、設置を断念するケースがある。

こうした課題を踏まえて火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会(部会長：松島均日本大学生産工学部特任教授)において検討を行い、その結果を踏まえ、対象火気省令について、所要の改正を行うものである。

【改正内容】

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとする。

③ 施行期日等

【施行期日】

令和6年1月1日

【経過措置】

改正後の対象火気省令第3条第17号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、改正省令の施行の日から起算して2年を経過するまでの間に設置されたもので、改正後の対象火気省令第2章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

2 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

改正後の規則において、畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設となる保管庫に保管することのできる「防火上支障がない物資及び車両」について新たに規定するほか、所要の規定の整理を行う。

【施行期日】

公布の日

3 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（案）について

【改正内容】

対象火気省令上の規制の対象外となる蓄電池容量10キロワットアワーを超え20キロワットアワー以下の蓄電池設備であって出火防止措置が講じられたものを定める。また、建築物からの離隔距離を取らなくてもよいこととする延焼防止措置が講じられた蓄電池設備を定める。

【施行期日】

令和6年1月1日

4 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決定するための試験方法の特例として、固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決

定するための試験方法や火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離の特例を追加するもの。

【施行期日】

公布の日

5 配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

屋内消火栓設備の低圧式の非常電源専用受電設備の第一種配電盤等について、キャビネットが一定の基準を満たしていることを条件に配線用機器等の耐熱基準を緩和するほか、所要の規定の整理を行う。

【施行期日】

公布の日